

地域貢献型電柱広告に関する協定書



東 海 村

東電タウンプランニング株式会社茨城総支社

地域貢献型電柱広告に関する協定書

東海村（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社茨城総支社（以下「乙」という。）とは、甲が実施する事業等を地域貢献型電柱広告（以下「広告」という。）に掲出することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、電柱広告を利用する地元企業等の協力を得て、甲が実施する事業等を村民等に周知することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告：乙の実施している電柱広告事業において、地元企業等が利用する電柱広告(巻広告)に甲が実施する事業等の案内表示を記載するものをいう。
- (2) 広告主：本協定の趣旨に賛同する地元企業等をいう。

（甲の協力）

第3条 甲は、目的実現のため次に掲げる事項を協力する。

- (1) 広告の掲出のために必要な情報を、乙へ提供すること。
- (2) 村ホームページなどによる募集促進活動を行うこと。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の趣旨に適う広告主を募り、広告の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 掲出された広告に関する維持管理及び住民からの申出等に対しての対応を行うこと。
- (3) 広告の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- (4) 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- (5) 広告を掲出する電柱等の場所について変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（広告の仕様）

第5条 広告の内容及び広告を掲出する電柱等の場所は、甲の指導により乙は広告主と協議するものとする。

2 甲の事業等案内表示部分は広告面の30%とする。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治性のあるもの。

- (4) 宗教性のあるもの。
- (5) 社会問題についての主義主張。
- (6) 個人の名刺広告。
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの。
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの。

(経費等)

第7条 広告の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲は一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、必要となる事項、協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 31 年 2 月 1 日

甲 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

東海村長 山田 修



乙 茨城県水戸市自由が丘3番57号
東電タウンプランニング株式会社 茨城総支社

総支社長 杉村 康幸

